

---

---

# 法解釈における安定性と正義の共存

森 際 康 友

〈名古屋大学〉

---

## 正しい問題提起

法哲学には、よく知られている古い問いがある。「法的安定性と具体的正義への要求をどのように衡量すべきか。」この問いは、必ずしも一流とは言えない法哲学教科書の多くに解きたい難問としてあげられている。私はこの問いかけの仕方はよくないと考える。実際のところ、これは誤った哲学だと考えている。この問いかけを見ると、常にはないにせよ、大抵の場合に法的安定性が正義のどちらかを選ばなければならないかのようなのである。これでは、法的安定性が具体的な正義と対峙するという事実が強調されすぎている。そのため、必ずしもそうではないのに、これはゼロサムゲームだという誤った印象を与えてしまっている。

現実には、この想定とは反対である。安定性と正義を同時に達成することは可能である。正確に言えば、法は両者をともに提供できなければならない。もし法がこの二者を同時に提供できないのであれば、法はあまり社会の役には立つまい。「安定性と正義をどのように衡量するか」という定式は、安定性と正義という二要素は通常、共存し、互いを支えあい、強化しあっているという事実を前提としているものの、その事実をまじめに考えてはいない。この問い方では、この重要な事実が十分に考慮されていないので、私はこれを誤った哲学だと考える。正しい問題提起は、「特定の事案において、法的安定性と正義が共存するのはいかにして可能なのか」である。もし、「衡量する」ということばに内実があるのならば、次のように問うべきである。「一見すると相反する要素が共存し、したがって両者を衡量することが必要だという感じがするのはいかにして可能なのであろうか。」

ジョセフ・ラズ等によって提案された法解釈理論が、この状況理解に役立つ<sup>1</sup>。ラズは解釈に関する二つの問いを区別する。第一の問いは、「そもそもなぜ法を解釈するのか」であり、第二の問いは「解釈が必要な場合、法をどのように解釈すべきか」である。法の解釈の問題をあたかも一つの問題であるかのように扱うのではなく、この二段階に分けることによって、一見すると正反対で相反する要素を同時に扱うことができるようになるのだ。

## 法解釈の二段階

ラズによれば、「なぜ解釈するのか」への答えは、法の権威を維持するために解釈するのだ、となる。立法者によって制定されたのと同一の法についての解釈だと言うことで、規範の異なった読み方がなされても、立法府が法規範に与えた権威が保存されるのである。

---

1 例えば、Joseph Raz, “Why Interpret?” in Raz, Joseph, *Between Authority and Interpretation. On the Theory of Law and Practical Reason*. Oxford and New York: Oxford University Press, 2009, pp. 223–240を参照。

法解釈は何のためにあるのか、つまりその機能が理解されれば、次の段階である法解釈の方法、つまり、どのように解釈するかという段階に進むことができる。この段階では、安定性は求められていない。より正確に言えば、法に権威を与えることが求められてはいるのだが、法的安定性を提供することによって得られるタイプの権威は求められていない。代わりに、法規範それ自体の解釈、つまり第一次的に権威と安定性を提供するものの解釈を通して、特定の事案における正義を究めるのだ。件の法規範の解釈である限り、正義に最もよく適う解釈をある程度自由に究めることができる。

「なぜ」と「どのように」の二つの問いを区別することによって、権威と正義という二契機、すなわち全ての優れた法的決定が含まなければならない二要素を判別し、承認することができる。（ここで安定性の代わりに権威が言及されているのは、一般に、安定性は権威の存在を特徴づけるものだからである。）この区別を確認すれば、法解釈という行為について混乱なく省察できるようになる。それは衡量という行為ではなく、二段階の理由づけという過程である。確かに、この発想の転換は容易なことではない。（というのは、それは自己理解の抜本的転換を要請するからである。）しかし、真実が立ち現れたならば容易にそれとわかるように、早晚ことの次第が明白になるはずである。

### レヒツフィンドゥング (Rechtsfindung) という概念

確かに、法解釈は制定法解釈の問題とされ、法哲学において独立したトピックのように扱われてきた。しかし、私はこれが正しい問題への取り組み方だとは思わない。適切な方法とは、「目前にある事案を正義に適い、同時に法の権威を保つ方法で、どのように解決するのか」という問いから始めることだ。法解釈という問題は、事案に対する正しい解決にたどり着くために行われなければならない数多くの事柄の一局面に過ぎない。それには手続の問題もあれば、より実体的な問題もある。

ドイツ語には、法律問題に対する正しい答えを見つける過程を表す素晴らしいことばが存在する。それは「レヒツフィンドゥング (Rechtsfindung)」である。私見では、他の言語にはこれに相当することばは見当たらない。この場合、“Recht”は複数の意味を持っている。〈法〉を意味することもあれば、〈権利〉を意味することもあり、また〈正しさ〉や〈正義〉を意味することもある。次に、“Findung”は、〈発見〉という意味を持つことあれば、事案の「事実認定」をする際の〈認定〉、つまり証明に基づいて何が事実として認められるべきかを決定する、という意味を持つこともある。どの意味で使われているかを意図的にぼかすことで、この「レヒツフィンドゥング (Rechtsfindung)」ということばは、正しい解決策を模索する際に考慮されなければならない全ての問題を一言で表現しているのだ。

私は、伝統的に法解釈と考えられていたものはレヒツフィンドゥング (Rechtsfindung) の一局面に過ぎない、と主張したい。法廷における通常最も重要な局面は、最初に行われる事実認定である。適用されるべき法は通常了解されているので、レヒツフィンドゥングは、該当する法規範にあてはまる事実を認定するだけの問題である。これが充分ではない比較的稀な事案では、法解釈の局面に進まなければならない。これは、通常、大陸法系では条文解釈という形をとり、コモンロー系では該当する判例法の解釈という形をとる。いずれにせよ、法解釈はレヒツフィンドゥング (Rechtsfindung) に関わるやや二次的な仕事にすぎない。

### 同型テーゼ

なぜ法解釈には権威と正義という二要素が同時に存在し得るのか、つまり、〈なぜ〉と〈どのように〉の二重の局面がどうして与えられているのか、についての仮説を提示したい。確かに、権威と正義への要求が互いに反する事案も存在する。この場合、どちらかを選ばなければならない。しかし、満足の行く解決の多くにおいては、それぞれへの要求がともに満たされている。優れた法解釈は、権威を保持すると同時に正義

に適ったものである。正確に言えば、優れた解釈は、特定の事案で正義に適っていることを示すことで、法の権威を強化する。優れた解釈は、法尊重の道徳的理由を与えるため、安定性か正義かのゼロサムゲームよりも双方が裨益する状況を作り出すことが多いのだ。

どうしてこれが可能なのだろうか。私は「同型テーゼ」と呼ぶべき考え方を提案する。このテーゼは、全ての解釈にはこの二重の局面が必然的に含まれており、法解釈も真正の解釈である以上、同型であり、この二つの局面を含まざるを得ないのだ、とする。順に説明していこう。第一に、全ての解釈は志向的(intentional)である。つまり、解釈対象として志向されたものについての解釈でなければならない。解釈が争われるためには、それは同一対象についての異なる読み方でなければならない。したがって、解釈には必然的に二つの要素が含まれていなければならない。すなわち、論争に関わる者全てが同定した解釈の対象そのものと、それについての争われる解釈とである。第二に、解釈が意味を成すためには、解釈という行為は志向的(intentional)であると同時に、内包的(intensional)でなければならない。つまり、解釈には(論争参加者によって同定された)志向された対象であることに加え、それは競合する解釈を許容するのに十分な性質の内包性(もしくは内容)を持っているなければならないのである。

平たく言えば、解釈が可能になるには、それは〈何かについての解釈〉でなければならない。これを、「何か」と「……についての解釈」の二つに分けて順に説明したい。第一に、「何か」とは何を意味するのであるだろうか。法の場合では、解釈の対象は目前にある事案と思われる。もっとも、いかなる意味での〈事案〉であるかはよくわからないが。文学では、詩や小説の一節といったテキストがそれにあたるだろう。他の分野では、演劇の一場面であったり、一枚の絵画であることもあろう。いずれの場合でも、法の場合と同じように、対象をどのようにして同定したものか、よくわかってはいない。その対象はおよそ何でも構わないのだが、解釈することに意味があるものでなければならない。(少なくとも現象学展開のある時期の)フッサール(E. Husserl)らは、人間には、精神が求める対象を精気づけ同定し、その欲求を対象が満たした場合のみ満足する特別な精神力が備わっていると考えた。これは、対象同定の過程を理解する方法としては、心理学的に過ぎる。現実には、対象を同定する過程には、テキストの内包・内容の他にその文脈<sup>2</sup>を与えること、さらに、対象を解釈する意義の説明が含まれている。それは「なぜ解釈するのか」という問いに答えているのだ。

第二に、「……についての解釈」とは何を意味しているのだろうか。これは、解釈対象の内包・内容がわかるようにすることを指している。わかるようにするとは、このような解釈を行うことの意義を説明する<sup>3</sup>という意味ではなく、その意義を踏まえて、テキストの特定の読み方や芸術作品の特定の理解を示した上で、それが合理的でかつ理に適った読み方もしくは理解であることを説明するということである。つまり狭い意味での解釈である。

以上の二重局面は、法解釈において存分に活用される。第一に、同定された解釈対象が、法の権威を保存するのである。なぜなら、法の権威は基本的に法源<sup>4</sup>(立法や判例法といったテキストが典型的)の同定に依存しているからだ。たとえば法律は(実はどのテキストもそうなのだが)、物理的だけではなく志向的にも同定される。この点が一番わかりやすいのは、コモンローに言う判決のレーシオ・デシデンダイ(ratio decidendi)の同定である。「志向的に」というのは、テキストの存在理由を解明するような説明、つまり法

2 法的事例の場合では、一般的にコモンローにおける先例や大陸法における判例が、このような環境を提供する。

3 これは解釈対象の同定に関わる説明、「なぜ解釈するのか」という問いに答える説明であるので、既に終わっている事が前提されている。

4 法源とは、ある行為に法としての権威を与える属性をもつ法テキストである。その行為は、この法源をその法的正統性の根拠とする。

的テキストの内包・内容とその文脈の一般的な記述に基づく説明による権威的テキストの同定である。このようにして同定された解釈対象には法源としての権威があるので、その解釈は当然に法的権威によって満たされる。この志向的同定のおかげで、解釈が行われるにもかかわらず、同定されたテキストは法としての権威を保つのである。

第二に、解釈とは、解釈されるべき対象についての解釈でなければならない。(狭い意味での) この解釈は、通常、私たちが(広い意味での) 解釈と思っているものの中核にある。広義の解釈とは、志向的かつ内包的対象としてのテキストのみならず、その文脈および存在意義をも理解する革新的な方途を言う。テキストをわかるようにする新たな、しかし、着実な方途を究める (find) と、それは解釈対象であるテキストの新たな相貌を登場させるのだ。法解釈の場合、わかるようにするとき、私は目下の事案に対する正しい結論を導き出そうと努力している。(狭い意味での) 新しい解釈とは、事案に対する適切な解決を見出そう (find) とする試みであり、これは具体的正義を導く営みと理解されている。

既述のように、レヒツフィンディング (Rechtsfindung) において法テキストの解釈が必要となる場合は決して多くはない。が、法の解釈が問題となった場合には、法解釈が解釈である以上、それは対象とその解釈という二要素を必ず含み、これら二要素が相俟って〈解釈という行為〉を形作る。安定性の探求と正義へのそれは、それぞれ対象の同定という行為と狭義の解釈という行為と重なり合う。この重なり合いは構造的である。一方で、法テキストを、その合法性、つまり法としての権威を認めることなく同定することはできない。他方、法テキストを正義の観点から理解可能にすることなく、このテキストを解釈することもできない。したがって、全ての法解釈は安定性と正義の局面を二つながら含んでいなければならない。前者の安定性の局面に関しては、「なぜ」という問いを立て、法としての権威をもつ理由を提供する。後者の正義の局面に関しては、「どのように」という問いを立て、解釈が正義に適っているとみなすことのできる理由を提供する<sup>5</sup>。

法解釈が必要になる比較的稀な場合で、いかなる理由の組み合わせも権威と正義をとにもたらすのに十分でないように思われるさらに稀な場合には、いわゆる「難事案」に直面することになる。ここで大切なことは、難事案は稀にしか起こらない、ということである。そのような事案をどのように取り扱うべきかという戦略問題は、法解釈の一般理論の一部をなす必要はない。むしろ、そのような戦略論があるに越したことはないが。

## 結 論

以上をまとめると、全ての解釈には、第一に、志向的な対象の同定、そして第二に、その内包的解釈という二つの要素が含まれていなければならない。法解釈においては、前者の、対象の同定は解釈の権威を同定することを含む。後者の、内容をわかるようにする具体的営為には、問題に対する正しい解決の見極めが含まれる。法の権威は、対象の同定によって提供され、正義はその解釈によって究められる。テキスト解釈という行為は、同定と解釈という二つの行為から成り立っているので、法解釈において権威と正義の双方を同時に探究しないことは不可能である。

(森際康友・小林 智 訳)

5 この論理の詳しい説明に関しては、Morigiwa Yasutomo, "Interpretation by Another Name: The Function of *Rechtsfindung* in the Modern State," in Morigiwa, Y., et al. (eds.), *Interpretation of Law in the Age of Enlightenment*, Dordrecht: Springer, 2011, pp. 125–138 を参照。